第四十五条第二号の物（殻付きのものを除く。）、同条第三号の肉、脂肪、血液、体液、腱、臓器及び細胞並びにこれらを原料とする加工品（同条第六号の物を含む。）	（略）
第四十五条第三号の皮、毛、羽、角、くちばし、蹄及び爪並びに同条第五号の肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉並びにこれらを原料とする加工品	（略）
第四十五条第三号の骨、歯牙及び同条第五号の骨粉（ふるい目の開きが八四〇マイクロメートルの網ふるいを通過する生骨粉を除く。）並びにこれらを原料とする加工品	（略）
ふるい目の開きが八四〇マイクロメートルの網ふるいを通過する生骨粉及びこれを原料とする加工品	（略）
第四十五条第四号の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿並びにこれらを原料とする加工品	（略）
第四十五条第四号の乳等及びこれらを原料とする加工品	（略）
第四十五条第八号の物	（削る。）
（略）	（略）

第四十五条第二号の物（殻付きのものを除く。）、同条第三号の肉、脂肪、血液、腱及び臓器並びに同条第六号の物	（略）
第四十五条第三号の皮、毛、羽、角及び蹄並びに同条第五号の肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉	（略）
第四十五条第三号の骨及び同条第五号の骨粉（ふるい目の開きが八四〇マイクロメートルの網ふるいを通過する生骨粉を除く。）	（略）
ふるい目の開きが八四〇マイクロメートルの網ふるいを通過する生骨粉	（略）
第四十五条第四号の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿	（略）
第四十五条第四号の乳等	（略）
第四十五条第七号の物	（略）
第四十五条第八号の物	京浜港、名古屋港、阪神港、関門港、那覇港、旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港
（略）	（略）